

別記第9号様式中「法人その他の団体」を「法人」に、「訂正を求める内容」を「訂正請求の趣旨及び理由」に、

「住所 []」を「住所 [] (電話番号 () - ())」に改め、

「訂正の内容を」の次に「含め、」を加え、「5 請求の際は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類の提出又は提示が必要です。」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

別記第11号様式及び別記第12号様式中「電話番号 []」を「電話番号 () - []」に、

「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。」を

「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。」に

改める。この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

別記第13号様式の次に次の7様式を加える。

別記第13号の2様式（第13条の2関係）

訂正請求事案移送通知書

第 年 月 日 号

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、熊本県個人情報保護条例第25条の2第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

移送をした訂正請求事案の内容	
移送した実施機関の担当課等	(電話番号 () - (内線 ()))
移送を受けた実施機関及び担当課等	(電話番号 () - (内線 ()))
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
備考	

(注) 本件訂正請求については、移送を受けた実施機関において訂正決定等をするようになります。

別記第13号の3様式（第13条の3関係）

<p>個人情報訂正実施通知書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">熊本県知事 印</p> <p>年 月 日付で提供した個人情報について、次のとおり訂正したので、熊本県個人情報保護条例第25条の3の規定により通知します。</p>	
提供した個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
担当課等	（電話番号（ ） - （内線 ））
備考	

（日本工業規格A4）

別記第13号の5様式（第13条の6関係）

<p>個人情報利用停止決定通知書</p> <p style="text-align: right;">熊本県指令 第 号</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、熊本県個人情報保護条例第25条の7第2項の規定により、次のとおり利用停止することと決定したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">熊本県知事 印</p>	
利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	
担当課等	(電話番号 () - (内線))
備考	

（日本工業規格A4）

別記第13号の6様式（第13条の6関係）

個人情報部分利用停止決定通知書
 熊本県指令 第 号

住 所
 氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、熊本県個人情報保護条例第25条の7第2項の規定により、次のとおり一部を除いて利用停止することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県知事 印

利用停止に係る個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
利用停止しないこととした部分	
利用停止しないこととした理由	
担当課等	(電話番号 () - (内線))
備考	

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。
 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

（日本工業規格A4）

別記第13号の7様式（第13条の6関係）

個人情報利用不停止決定通知書 熊本県指令 第 号	
住 所	
氏 名	
年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、熊本県個人情報保護条例第25条の7第3項の規定により、次のとおり個人情報を利用停止しないことと決定したので通知します。	
年 月 日	
熊本県知事 印	
利用停止に係る個人情報の内容	
個人情報の利用停止をしない理由	
担当課等	（電話番号（ ） - （内線 ））
備考	
教 示 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。	

（日本工業規格A4）

別記第13号の8様式（第13条の6関係）

自己情報利用停止請求決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、熊本県個人情報保護条例第25条の7第4項において準用する第19条第5項の規定により、次のとおり利用停止するかどうかの決定をする期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
熊本県個人情報保護条例第25条の7第1項に規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課等	(電話番号 () - (内線))
備考	

(日本工業規格A4)

別記第16号様式及び別記第17号様式を次のように改める。

別記第16号様式及び別記第17号様式 削除

別記第19号様式中「電話番号() - ()」を「電話番号() - ()」に、「担当課(室・総室)」を「担当課等」に改める。

別記第20号様式中「電話番号() - ()」を「電話番号() - ()」に、「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。」を

「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。」に、

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。」

「担当課(室・総室)」を「担当課等」に改める。

別記第21号様式中「電話番号() - ()」を「電話番号() - ()」に、「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。」を

「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。」に、

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。」

改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

知事が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第22号

知事が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

知事が管理する行政文書の開示等に関する規則(平成13年熊本県規則第29号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式、別記第4号様式、別記第4号の2様式及び別記第4号の3様式中「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。」を

「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。」に、

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。」

改める。

別記第11号様式中

「なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができますが、開示を実施する日の前日までに異議申立てがないときは、開示されることとなりますので御承知ください。」を

「なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができますが、開示を実施する日の前日までに異議申立てがないときは、開示されることとなりますので御承知ください。」に

また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。」

改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

旧

別記第3号様式（第4条関係）

行政文書部分開示決定通知書

熊本県指令 第 号

住所

氏名

年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示については、熊本県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県知事

印

行政文書の名称			
開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日	午前・午後 時
	場所		
開示の実施の方法			
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用		円
	2 写しの送付に要する費用	郵便切手	円分
開示しないこととした部分並びに開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由			
担当課等	(電話番号 (内線))		
備考			

教示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。

(注) 1 指定された開示を実施する日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課等に電話等で連絡してください。

2 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

3 行政文書の開示によって得た情報は、条例第4条の規定により適正に使用しなければなりません。

4 写しの作成及び送付には、これらに準ずるものを含みます。

(日本工業規格A4)

新

別記第3号様式 (第4条関係)

行政文書部分開示決定通知書

熊本県指令 第 号

住所

氏名

年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示については、熊本県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県知事

印

行政文書の名称			
開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日	午前・午後 時
	場所		
開示の実施の方法			
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用		円
	2 写しの送付に要する費用	郵便切手	円分
開示しないこととした部分並びに開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由			
担当課等	(電話番号 (内線))		
備考			

教示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

(注) 1 指定された開示を実施する日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課等に電話等で連絡してください。

2 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

3 行政文書の開示によって得た情報は、条例第4条の規定により適正に使用しなければなりません。

4 写しの作成及び送付には、これらに準ずるものを含みます。

(日本工業規格A4)

旧

別記第4号様式（第4条関係）

行政文書不開示決定通知書

熊本県指令 第 号

住所

氏名

年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示については、熊本県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおりその全部を開示しないことと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県知事

印

行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項	
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	1 条例第7条第 号に該当 2 その他 (理 由)
担当課等	(電話番号 (内線))
備考	

教示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。

(日本工業規格A4)

新

別記第4号様式（第4条関係）

行政文書不開示決定通知書

熊本県指令 第 号

住所

氏名

年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示については、熊本県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおりその全部を開示しないことと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県知事

印

行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項	
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	1 条例第7条第 号に該当 2 その他 (理 由)
担当課等	(電話番号 (内線))
備考	

教示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

(日本工業規格A4)

旧

別記第4号の2様式（第4条関係）

行政文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書

熊本県指令 第 号

住所

氏名

年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示については、当該請求に係る行政文書の存否を明らかにすることができないため、熊本県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県知事

印

行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項	
行政文書の存否を明らかにできない理由	条例第10条に該当 (理 由)
担当課等	(電話番号 (内線))
備考	

教示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。

(日本工業規格A4)

新

別記第4号の2様式（第4条関係）

行政文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書

熊本県指令 第 号

住所

氏名

年 月 日付で請求のありました行政文書の開示については、当該請求に係る行政文書の存否を明らかにすることができないため、熊本県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県知事

印

行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項	
行政文書の存否を明らかにできない理由	条例第10条に該当 (理 由)
担当課等	(電話番号 (内線))
備考	

教示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

(日本工業規格A4)

旧

別記第4号の3様式（第4条関係）

行政文書の不存在による不開示決定通知書

熊本県指令 第 号

住所

氏名

年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示については、当該請求に係る行政文書を管理していないため、熊本県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県知事

印

行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項	
行政文書を管理していない理由	1 作成又は取得していないため 2 保存年限満了による廃棄のため 3 その他 (理 由)
担当課等	(電話番号 (内線))
備考	

教示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。

(日本工業規格A4)

新

別記第4号の3様式（第4条関係）

行政文書の不存在による不開示決定通知書

熊本県指令 第 号

住所

氏名

年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示については、当該請求に係る行政文書を管理していないため、熊本県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県知事

印

行政文書の名称その他行政文書を特定するに足る事項	
行政文書を管理していない理由	1 作成又は取得していないため 2 保存年限満了による廃棄のため 3 その他 (理 由)
担当課等	(電話番号 (内線))
備考	

教示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

(日本工業規格A4)

旧

別記第11号様式（第8条関係）

行政文書の開示決定に係る通知書

第 年 月 日

様

熊本県知事

印

年 月 日付けで開示に反対する意見書の提出がありました行政文書について、次のとおりその
 (全部)を開示することとしましたので、熊本県情報公開条例第15条第3項の規定により通知します。
 なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して
 60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができますが、開示を実施する日の前日までに異議申
 立てがないときは、開示されることとなりますので御承知ください。

開示請求に係る行政文書の名称	
開示決定をした行政文書に記録されているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け熊本県指令 第 号
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととした部分	
担当課等	(電話番号 (内線))
備考	

(日本工業規格A4)

新

別記第11号様式（第8条関係）

行政文書の開示決定に係る通知書

第 年 月 日

様

熊本県知事

印

年 月 日付けで開示に反対する意見書の提出がありました行政文書について、次のとおりその
 (全部)を開示することとしたので、熊本県情報公開条例第15条第3項の規定により通知します。

なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して
 60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができますが、開示を実施する日の前日までに異議申
 立てがないときは、開示されることとなりますので御承知ください。

また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6
 か月以内に熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

開示請求に係る行政文書の名称	
開示決定をした行政文書に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け熊本県指令 第 号
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととした部分	
担当課等	(電話番号) (内線)
備考	

(日本工業規格A4)